

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成25年7月4日

木 曜 日

号 外

目 次

選挙管理委員会告示

- | | |
|---|---|
| ○選挙長、選挙分会長及びこれらの職務代理者の選任 | 1 |
| ○選挙会及び選挙分会の場所及び日時 | 2 |
| ○ポスター掲示場にポスターを掲示できる日 | |
| ○政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所 | 3 |
| ○選挙公報掲載順序のくじを行う日時及び場所 | |
| ○投票記載所等の参議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序のくじを行う
日時及び場所 | 4 |
| ○選挙運動に関する支出金額の制限額 | |

告 示

富山県選挙管理委員会告示第44号

選挙長、選挙分会長及びこれらの職務代理者の選任について

公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第75条第 3 項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第 1 項の規定により、平成25年 7 月21日執行の参議院議員通常選挙における選挙長、選挙分会長及びこれらの職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

平成25年 7 月 4 日

富山県選挙管理委員会

委員 長 野 尻 昭 一

職 名	住 所	氏 名
参議院選挙区選出議員選挙 富 山 県 選 挙 区 選 挙 長	富山県富山市楡原 664番地24	野 尻 昭 一
同 上 職 務 代 理 者	富山県富山市布瀬町南三丁目 9 番地11	細 川 俊 彦

参議院比例代表選出議員選挙 富 山 県 選 挙 分 会 長	富山県滑川市常盤町 621番地	中 川 松 枝
同 上 職 務 代 理 者	富山県砺波市小島61番地	鈴 木 光 男

富山県選挙管理委員会告示第45号

選挙会及び選挙分会の場所及び日時について

公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第77条の規定により、平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成25年7月4日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

区 分	場 所	日 時
参議院選挙区選出議員選挙 富 山 県 選 挙 区 選 挙 会	富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号 富山県庁 3 階特別室	平成25年7月24日 午前9時30分
参議院比例代表選出議員選挙 富 山 県 選 挙 分 会	富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号 富山県庁 3 階特別室	平成25年7月24日 午前9時30分

富山県選挙管理委員会告示第46号

ポスター掲示場にポスターを掲示できる日について

公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第 144条の2 第 5 項の規定により、平成25年7月21日執行の参議院選挙区選出議員選挙において、市町村の選挙管理委員会が設置するポスター掲示場にポスターを掲示できる日を次のとおり定める。

平成25年7月4日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

ポスターを掲示できる日 平成25年7月4日

富山県選挙管理委員会告示第47号

政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所について

平成25年7月21日執行の参議院選挙区選出議員選挙における政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成25年7月4日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

1 くじを行う日時

平成25年7月4日 午後5時30分

2 くじを行う場所

富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県庁3階特別室

富山県選挙管理委員会告示第48号

選挙公報掲載順序のくじを行う日時及び場所について

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における選挙公報掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成25年7月4日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

1 くじを行う日時

参議院選挙区選出議員選挙の選挙公報のくじについては

平成25年7月5日 午後5時30分

衆議院比例代表選出議員選挙の選挙公報のくじについては

平成25年7月9日 午前10時

2 くじを行う場所

富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県庁3階選挙管理委員会室

富山県選挙管理委員会告示第49号

投票記載所等の参議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序の
くじを行う日時及び場所について

平成25年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の
名称等の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成25年7月4日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

1 くじを行う日時

平成25年7月4日 午後6時30分

2 くじを行う場所

富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県庁3階特別室

富山県選挙管理委員会告示第50号

選挙運動に関する支出金額の制限額について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条及び公職選挙法施行令（昭和25年
政令第89号）第127条の規定による平成25年7月21日執行の参議院選挙区選出議員
選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりであるので、同法
第196条の規定により告示する。

平成25年7月4日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

参議院選挙区選出議員選挙候補者1人につき 35,391,400円